

# 時間外労働に関する協定届 休日労働

様式第9号 (第17条関係)

事業の種類	事業の名称			事業の所在地 (電話番号)				
人材派遣業	株式会社 サプル			千代田区飯田橋1-12-15 (電話 03-6261-3811)				
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間			期間
					1日	1日を超える一定の期間(起算日)		
					1カ月(毎月1日)	1年(4月1日)		
(1) 下記(2)に該当しない労働者								
(2) 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	納期ひっ迫・急激な受注等	派遣技術社員	40名	3年を平均して	3時間	42時間	320時間	平成29年4月
		(ソフトウェア設計)		一週40時間				1日から
		(機械設計)		一日10時間以内				平成30年3月
		(電気設計)						31日まで
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻			期間
納期ひっ迫・急激な受注等		派遣技術社員	40名	土・日曜日・祝日	土曜日・日曜日・祝日の			平成29年4月
		(ソフトウェア設計)			9:00~18:00 (休憩1時間)			1日から
		(機械設計)			但し、6日間を超えての連続勤務は			平成30年3月
		(電気設計)			労働できない。			31日まで



協定の成立年月日 平成29年2月21日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 管理部長  
氏名 夕田 弘美

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ( 従業員全員の投票により選出された。 )

平成29年2月21日



職名 株式会社 サプル  
使用者  
氏名 代表取締役 柳澤 弘一



\_\_\_\_中央\_\_\_\_労働基準監督署長 殿

## 派遣技術社員の特別条項付き協定の内容について（別紙）

派遣技術社員については下記のとおり協定する。

時間外労働をさせる必要のある具体的事由

- ①取引先からの急激な受注により、納期がひっ迫したとき
- ②納期の集中により、納期がひっ迫したとき

延長する場合の手続き

労使の協議を経て合意を得る

業務の種類

派遣技術部従業員

労働者数

40人

所定労働時間

一年を平均して一週40時間

延長することができる時間

一日12時間  
一ヶ月100時間迄（起算日毎月1日）の回数は年1回、同80時間迄は年5回迄とする。  
42時間以下の回数は年6回とする。一年の合計は752時間以内とする。（起算日4月1日）  
この場合の割増賃金率は一ヶ月42時間を超えた場合は25%、1年320時間を超えた場合25%とする。

その他（休日労働）

日曜日の法定内休日に出勤させた場合には、原則振替休日を取得するものとする。

期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

協定の成立年月日

平成29年2月21日

労働者の過半数を代表する者の職名

氏名 夕夕田 弘美

使用者

会社名 株式会社 サプル

氏名 代表取締役 柳澤 弘一



平成29年2月21日

中央 労働基準監督署長殿